

お客さま各位

**東北電力エリア、四国電力エリアのレベニューキャップ制度導入に伴う電気料金改定延期のご案内**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

先日発表いたしました、「レベニューキャップ制度導入に伴う電気料金の改定のご案内」におきまして、東北電力エリア、四国電力エリアの適用日を延期いたします。新たな適用日は2023年7月1日適用（8月検針、9月請求分）を予定しております。

なお、別途ご案内しております「地域の電力会社の規制料金改定に伴う電気料金の改定のご案内」に料金改定の影響額および新料金の確認方法を記載しておりますので、[こちら](#)をご確認ください。

日頃よりご愛顧を賜っておりますお客さま各位には、大変なご迷惑をおかけいたしますが、どうかご理解いただきますとともに、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

敬具

記

1. レベニューキャップ制度（※1）とは

当社を含む電力会社は、送配電網（電線等の設備）を所有する各地域の一般送配電事業者はその利用料（託送料金）を支払い電力供給していますが、この利用料（託送料金）に関して経済産業省が導入した制度がレベニューキャップ制度です。地域の一般送配電事業者が策定した今後5年間の事業計画に対し、その計画達成に必要な費用“収入上限（レベニューキャップ）”について国の承認を受け、その範囲において利用料（託送料金）を設定できるという内容です。

2. 料金改定概要

	標準世帯（300kWh）の改定額（月額）
東北電力エリア	+294円
四国電力エリア	+279円

※上記、影響額はレベニューキャップ制度に伴う影響額となります。

3. 適用日

東北電力、四国電力エリア：2023年8月検針分（2023年7～8月ご利用、9月ご請求）より

その他、ご不明点がございましたら、お客さまサポートセンターへお問い合わせください。

経営理念である「社会とくらしのパートナー」のもと、より良い地球環境と社会との共生を実現するため、人々の豊かなくらしと持続可能な社会の発展に貢献し続けてまいります。

引き続きご愛顧くださいますよう宜しくお願い申し上げます。